

検討対象事務総括表（平成21年7月幹事会分）

	事 務 名	事 業 概 要	方向性		頁
			都の評価※	区の評価	
1	①-2 上水道の設置・管理に関する事務	【水道法】 <水源～給水所> ◇水道水源林の管理 ◇水源施設の設置・管理 ◇取水・導水施設の設置・管理 ◇浄水場の設置・管理 ◇送水施設の設置・管理 ◇水質管理（水源・浄水場）	都		1
	(1) 取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務	<給水所～家庭など> ◇給水所の設置・管理 ◇配水施設の設置・管理 ◇給水装置の検査 ◇水質管理（給水栓）		都区	3
	(2) 配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務	◇水道の使用にかかる受付（開始・中止） ◇使用水量の算定 ◇水道料金・下水道料金の徴収		区	4
2	①-3 公共下水道の設置・管理に関する事務	【下水道法】 <家庭など～幹線管きょ> ◇下水道（枝線管きょなど）の設置・管理 （下水道の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善を含む） ◇排水設備に関する事務 ◇再生水事業 ◇水質規制事務 ◇汚水排出量の認定 ◇下水道料金の徴収	都		8
	(1) 住民の用に供する下水道（枝線管きょなど）の設置・管理に関する事務	<幹線管きょ～水再生センター> ◇幹線管きょなどの設置・管理 ◇ポンプ所の設置・管理 ◇水再生センターの設置・管理 ◇再生水供給施設の設置・管理 ◇地球温暖化対策		区	10
	(2) 幹線管きょなど・終末処理場の設置・管理に関する事務			区	11
3	①-4 感染症の予防・まん延防止に関する事務	【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】 ◇生活用水の使用・給水を制限又は禁止した場合における生活用水の供給	都	区	14
4	①-5 消防に関する事務		都		18
	(1) 消防本部に関する事務	【消防組織法、消防法】 ◇当該市町村区域内における消防責任の遂行 ◇市町村の消防の管理 など		区	20
	(2) 消防署に関する事務			区	21
	(3) 消防団に関する事務			区	22

5	⑤-43 火薬類販売業の許可などに関する事務	【火薬類取締法】 ◇火薬類製造の許可 ◇火薬類販売の許可 など	都	区	25
6	⑤-44 ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務	【ガス事業法】 ◇ガス事業者等からの報告徴収（ガス用品の販売を行う者に関するもの） ◇ガス用品の提出命令 など	区	区	29
7	⑤-45 第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務	【高圧ガス保安法】 ◇第一種及び第二種製造者に係る製造の許可 ◇製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令 など	都	区	33
8	⑤-46 液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務	【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】 ◇液化石油ガス販売事業の登録 ◇災害の発生の防止に関する必要な措置の命令 など	都	区	37

※都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。